

令和5年10月3日付け県公報第455号公告（大規模小売店舗立地法第6条第1項届出（ドン・キホーテUNY富士中央店等6件））中、次のとおり訂正する。

ページ

箇所

2

3 変更した事項(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名イ 小売業者の入店

誤

氏名又は名称	代表者の氏名	住所	入店年月日
株式会社ホロタチェーン	代表取締役 六分一勇夫	富士宮市富士見ヶ丘310	令和2年2月20日

正

氏名又は名称	代表者の氏名	住所	入店年月日
株式会社ホロタチェーン	代表取締役 六分一勇治	富士宮市富士見ヶ丘310	令和2年2月20日